

## \* 審議会等議事概要

平成25年度 第2回 滝川市都市計画審議会 議事概要

日 時	平成26年1月27日（月曜日）午前10時00分～午前11時00分
開催場所	滝川市役所 3階 301会議室・302会議室
出席者	岡部 豊会長、田端千裕副会長、中村延孝委員、池田尚志委員、谷口正樹委員 堀 重雄委員、井上正雄委員、関藤龍也委員、柴田文男委員、道下義夫委員 事務局等：前田康吉市長、大平正一部長、千葉 豊室長、湯浅芳和副主幹、 近藤誕樹主査、岡崎卓哉主査、東 忠司主任技師、内田喜大主任級技師
議 事	<p>1 開会 (事務局長)</p> <p>本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。只今より、滝川市都市計画審議会委員の辞令交付並びに平成25年度第2回都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>滝川市都市計画審議会委員の辞令交付を行うに当たり、昨年12月末日をもちまして長年会長職を務めて頂きました宮島様並びに細田様が退任され、新たに谷口正樹様、岡部豊様が1号委員として就任されましたので、ご紹介させていただきます。</p> <p>それではこれより、辞令交付を行います。市長が順次、辞令書をお渡しに参りますので、その場でお受け取りください。</p> <p>2 辞令交付</p> <p>3 市長挨拶</p> <p>市長から、滝川市都市計画審議委員の受任のお礼と諮問3件が本日の主となりますので、各委員に対してよろしくお願ひしたい旨あいさつがあった。</p> <p>4 役員選出 (事務局長)</p> <p>続きまして、都市計画審議会条例第5条により、新役員の選出を行います。</p> <p>議事進行に当たり仮議長は特段決めがございませんので、市長が務めたいと思ひますがよろしいでしょうか？</p> <p>(委員)</p> <p>異議なし</p>

(事務局長)

それでは、市長よろしくお願ひいたします。

(市長)

それでは、私が議長を務めさせていただきます。役員を選出ですが、会長職は学識経験者の1号委員5名の中から、副会長職は全ての委員の中から互選で選出することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

(委員)

ただ今、市長よりご挨拶がありました重責の役員であります会長に市の行政に精通している39年間務められた下水道・公園関係について我々で行ってきたのですが、20年以上の経験を持つ岡部豊さんに会長職をお願いしたいという提案と、副会長職に都市計画審議委員として4年間務められてきた前副会長の田端千裕さんに引き続きお願いしたいという提案でございますので、よろしくお願ひいたします。

(市長)

ただ今、委員から指名推薦していただきました、会長には岡部委員、副会長には田端委員と言うことですが、いかがでしょうか。

(委員)

異議なし

(市長)

会長は岡部委員に、副会長は田端委員に、お願ひいたします。

ここで、会長の岡部様、副会長の田端様からご挨拶をお願ひいたします。

## 5 会長挨拶

(会長)

ただ今、ご承認いただきました滝川都市計画審議会の会長を務めさせていただくことになりました岡部と申します。ここでご指名を頂きましたので、ご挨拶を申し上げたいと思います。現在滝川市を取り巻く都市の環境は大きく変化しております。少子高齢化、また中心市街地の空洞化、人口の減少、これは日本全国津々浦々でございますけれども、その中で、これらの諸問題を解決していかなければ、都市計画の中で少しでも緩和できれば、幸いかなと考えております。今後委員の皆様と共にまちづくりを進めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

## 6 副会長挨拶

(副会長)

ただ今、副会長の重役に推薦していただいた田端です。都市計画審議会の方は、建設協会の会長を務めたときから、この会に参加させていただいております。微力ながら少しでもまちづくりのお役に立てればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

(市長)

岡部会長、田端副会長には重責あるお立場を引き受けていただき、誠にありがとうございます。それぞれの持てる豊富な経験をこれからのあるべき「まちの姿」へとお導きいただきますようお願い申し上げます。

(事務局長)

以上をもちまして、役員選出を終了させていただきます。

## 7 議事

(事務局長)

次に、次第7番目の議事に移りますが、これより、平成25年度第2回都市計画審議会として進行させていただきます。

先ず、定数報告ですが、当審議会委員10名中、全員の出席がありましたので、滝川市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、当審議会は、成立したことをご報告申し上げます。

市長より、会長へ諮問書をお渡し願います。

会長へ諮問書を渡した後、市長が他の公務のため退席。

## 8 諮問第1号

滝川市都市計画土地区画整理事業の決定について

(事務局)

配付資料に基づき、「滝川市都市計画土地区画整理事業の決定」について内容説明を行った。

(会長)

諮問1号の説明が終わりました。何か質疑・意見等ございませんか。

(会長)

だいたいどれくらいの事業年度を考えていますか。

(事務局)

平成26年度に換地設計を行いまして、仮換地指定を行います。平成27年・28年度は工事を実施し、平成29年度に区画整理の登記が終わる予定と考えていま

す。

(会長)

ほかにございませんか。

(委員)

なし

(会長)

なければ、第1号「滝川都市計画土地区画整理事業の決定について」は、以上のとおり答申することにいたします。

(委員)

異議なし

#### 8 諮問第2号

滝川都市計画道路の変更について

(事務局)

配付資料に基づき、「滝川都市計画道路の変更」について内容説明を行った。

(会長)

諮問2号の説明が終わりました。何か質疑・意見等ございませんか。

(委員)

この道路が全体の中に占める割合と、障害物があるのか、この2点について教えてもらいたい。

(会長)

区画整理も含めて、道路に対する全体の割合を、委員はお聞きになっております。分かりましたらお答え願いたいと思います。今回は、区画整理は区域の決定だけになっております。区域の位置を決めて、今後事業計画が作成されて、減歩がどれぐらいあって、総体事業費がどれくらいになるか検討されていきます。今回は組合施行ではなく、公共施行となります。公共施行ですから、議会の審議を通らなければ進みません。その時に契約の問題だとか、今後やっていかなければならないと思いますけれども、今の段階では区域だけを定めていきます。概略はできているのでしょうか、そのあたり分かりますか。

(事務局)

今回、区画整理の区域面積は約9.5ヘクタールとなっており、その中で新しくできる西二号通の面積は大体9,300㎡から9,400㎡ですので、全体の大体1割弱

くらいとなります。

(委員)

施行の部分に対する民家などの障害物はあるのですか。

(事務局)

道路ができることによる補償物件はありません。

(会長)

そのほか、何かご質問等はございますか。

(委員)

9.5 ヘクタールの中に改良区用地は入っているのでしょうか？それは買収するとか、改良区と相談して買い上げすることになるのでしょうか？

(事務局)

改良区用地を市が買い上げすることはなくて、新たに改良区の用地を換地してどこかに移すことになります。

(会長)

改良区の土地である用水は廃止されてしまいますが、減歩されて、その面積に見合うぐらいの土地が確保されます。

(委員)

あのあたりに地目が田や畑の農地ありますが、用水路が廃止になるということは、これからの作付けはできないことになるのでしょうか。

(会長)

区画整理が終わった後、その農地が一体どのような形で残るのでしょうか。

(事務局)

その区域内を通っている用水は、元々そこで使われていたわけではなく、南側の土地で使われていたと改良区から聞いております。下流で使われている方の用水が分断されることがないように確保いたします。

(会長)

今、あのあたりで農地を持っている方たちが使っている用水は確保されるということですので、農業を行おうとすれば、区画整理を行った後でも農業はすることが可能ということでしょうか。

(事務局)

農地として使われることであれば問題ありません。

(会長)

あと何か、ご質問ありますか。

(委員)

この地域は相当の高低差がありますが、それはどのようにするのですか。

(事務局)

土を入れることによって、現在の高低差を道路と同じ面まで盛る形で検討しています。

(会長)

ほかにございませんか。

(委員)

なし

(会長)

なければ、第2号「滝川都市計画道路の変更について」は、以上のとおり答申することにいたします。

(委員)

異議なし

#### 8 諮問第3号

滝川都市計画公園の変更について

(事務局)

配付資料に基づき、「滝川都市計画公園の変更」について内容説明を行った。

(会長)

諮問3号の説明が終わりました。何か質疑・意見等ございませんか。

(会長)

変更箇所が4、5箇所あるものですから、1回の説明を聞いても分からないかと思いますが、基本的には平和公園については寄付してもらった土地を、公園に組み入れるということです。花月公園については今まで街路の拡張を考えていたのですが、それを中止したことによる街路の見直しをしたことによって、街路用地として残っていた土地を公園に組み入れるということです。幸陵公園

については、江部乙の「江」というのが今までの名称でしたが、それを幸町の「幸」、それで「幸陵」に変更するという事です。あそこは幸町ということで、すから名称を地域の方たちは取り入れてほしいということがあり、名称の変更をしたいということです。一の坂町の一の坂公園については、こちらも街路絡みで残っていた用地でございます。それを見ていただくには一番最後の図面がよろしいかと思えます。2・2・24 一の坂公園は、左から紫の線が来ており、この赤い公園と通りまして、そして集会所の横を通りまして、一の坂団地を通りまして、東一号に接続する予定でございました。過去の計画では、それを廃止したことにより、ここに一の坂公園を設置して、黄色い所の公園を廃止するという形をとりたいということになっております。これが今説明した内容です。何かご質問ありますでしょうか。

(委員)

公園の名称についてですが、最初の頃は「児童」がついていたが、この児童公園と今の公園の名前が変わっていますが、このようにすることによって何か影響はあるのでしょうか。例えば中に設置する施設が変わるとか、法律的に何かあるのでしょうか。

(事務局)

平成5年の都市計画法の改正により、名称については、従来、児童公園というのは子供専用に残ささいということでした。そういうことで三種の神器といわれる滑り台、砂場、鉄棒を必ず付けなさいと法律上決められていました。高齢化を迎えるにあたり、公園は地域の活動の拠点ということで国の支援もありまして、社会背景に合わせた公園の整備を進めるということになりました。

ただ、名称が変わったとしても、児童が使うもの、地域が使うもの、そういう選択肢はかなり広がったということで、施設に対する影響というのは名前が変わったとしても変わらないと考えています。ただ、現在の整備については、各地域の住民のご意向を聞いて整備を進めていきたいと考えております。

(委員)

平成5年に大きく変わったのですね。その当時、先程言っていた三種の神器、滑り台、鉄棒と砂場は、今後も必須条件になるのですか。

(事務局)

過去の児童公園には必ずこれを残ささいというのが法律で決まっていたのですが、それはなくなりましたので、今は市町村と各住民の方と合意形成を図って、その公園のあり方を色々検討し、多種多様に整備していいということになりました。

(会長)

あの地域の児童公園は、大体250mから300mにいる人たちが使うという

想定をしています。その地域の人たちのご意見を汲み上げるということです。

昔は役所で勝手に図面描いて発注していたのですが、今は地域の町内会の人たちで集まってもらって、ワークショップを開いて、整備をしていくという形です。ブランコいらんとか鉄棒いらんという町内会もあります。ただ広場を作って、子どもが走り回れるようにしてほしいと言え、そのような地域の公園を作ることもできます。今までは補助金を取るために、こういうものを付けることと言われて、行っていたのですが、そういうことはなくなったということです。

なにか、ご質問ございますか。

(委員)

平和公園では、2月にイベントが予定されているということで、新たなコンパクトシティという理念のもとでの、提携など進んでいますが、総合福祉センターが廃止されるという状況で、まち中になるべく大きなスペースが必要ではないのか、という市民の声も上がっています。総合福祉センターの跡地の問題が、さほど遠くない将来出てくるであろうといった時に、例えば公園への要望とか、色々なご意見が出てくるにあたって、非常に固定化されているという印象を持ちます。そのあたりの将来的な展望に沿った今回の都市計画公園の変更になっているのかどうか。総合福祉センターの跡地は、全く新たな別なものにあてることを市が考えているのであれば、それはそれでいいのですが、具体的にこれに使って例えばイベント用の広場だとかというように共用するというのを、今の時点でお決めになっているのかどうか、そのあたりを分かる範囲で教えてください。

(事務局)

今回の変更については現況の公園の拡大であり、今後の福祉センターの廃止による土地利用については、福祉センターのところにある市道の廃止を含めて、総合的に土地利用の見直しを行わなければならないと考えており、具体的な案などは持ち合わせてございません。ただ、中心市街地にある唯一の公園であることから、公園を拡大するなど、今後も最大限の活用をしていきたいと考えております。ただ今後、案件が出てきた場合には、公園の利用方法を周辺の土地利用など含めて検討が必要だと思います。

(委員)

札幌市あたりの都市計画公園は必ず駐車場がセットであるのですが、都市計画公園自体に駐車場の整備が義務付けられているものではないのでしょうか。例えばこの平和公園では、どこに駐車するのかという話になると、国道に面していて、市道に面していて、基本的には駐車禁止となっています。総合福祉センターの裏のところだけ駐車している状況なのですが、交通事情からいうと駐車場を整備しないと様々な問題が起きてくると思うのですが、そのようなところの考え方を確認したい。

(事務局)

平和公園など含めて小さい公園を街区公園と言いまして、住区基幹公園の中に含まれています。平和公園のような街区公園、そして近隣公園と言われる一の坂西公園、そして東公園は地区公園なんのすが、これらにつきましては基本的には近隣から歩いて行ける範囲の公園として位置づけされております。車で移動しなければならないということもあると思いますが、都市計画では歩いて行ける公園として計画しております。ただ、運動公園のような、例えば滝の川公園や石狩徳富河川緑地、そして池の前水上公園については、地域全体でまかなう努力をし続けられていますので、こうした場合には駐車場がつかます。滝川市の場合については、歩いて行ける公園、特に街区公園については、近隣の方が来られると考えておりますので、駐車場がついておりません。ただ、近隣の地区公園のレベルによりますが、確かに歩いていく距離としてはかなり遠いということで、歩くのも非常に厳しいと思います。過去にも、この近隣公園について、駐車場も整備しておりますが、新たな街区公園の整備については、従来とおりの考えとして駐車場を整備しませんが、利用形態によっては、整備を検討することもあります。ただ、原則としてはやはり歩いて行ける公園として考えておりますので、駐車場の整備をすることはないです。

(会長)

ほかにございませんか。

(委員)

なし

(会長)

なければ、第3号「滝川都市計画公園の変更について」は、以上のとおり答申することにいたします。

(委員)

異議なし

(会長)

ほかにございませんか。無ければ諮問第1号から第3号について、「可」として、答申してよろしいですか。

(委員)

異議無し

10 閉 会

会長から以上をもって都市計画審議会を終了する旨宣告。

報告資料	諮問第1号 滝川都市計画土地区画整理事業の決定について 諮問第2号 滝川都市計画道路の変更について 諮問第3号 滝川都市計画公園の変更について
------	---